



奈保生第3-2号
平成16年3月29日

特定非営利活動法人
化学物質過敏症支援センター
事務局長 網代 太郎 様

奈良市長 大川 靖則



化学物質過敏症、シックハウス症候群の対策推進をお願いする要望書について
(回答)

平成16年1月19日付で照会のありました標記の件について別紙のとおり
回答します。

シックハウス症候群等に係る取り組みについて(回答)

本市におきましては、平成15年4月から市保健所生活衛生課に「シックハウス相談窓口」を設置し、発症者からの相談に応じるとともに室内空気環境の簡易測定を実施するなど積極的に取り組んでいるところです。

また、市広報誌への掲載をはじめパンフレットの作成配布等を行うことにより、市民の知識と理解を深めていただくとともに、保健所担当職員を研修会等に積極的に参加させるなど資質の向上に努めています。

庁舎管理につきましては、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、定期的に空気環境測定を行なうとともに庁舎の改修工事等につきましては、工事担当課と協議をし、極力有害化学物質の使用を行なわないよう努めたいと考えております。

また、健康増進法第25条「受動喫煙の防止」の制定に伴い、庁舎内を全面禁煙とすべくその対応を検討しているところです。

学校におきましては、現在行なっている水質検査等の定期環境衛生検査において予算措置を行なっていくとともに、新築・改築等に際しては随時、臨時環境衛生検査を実施していきます。

また、基準値を超えた学校については、換気の励行を行なうとともに、できるだけ換気扇の設置を行なっていきます。

学校敷地内においては、分煙対策を行なっており、全面禁煙を行なっている学校もありますが、さまざまな意見を聴きながら禁煙化を推進してまいります。教職員へは養護部会等を通じて情報提供を行なってまいります。

各施設の建築・改修工事につきましては、平成15年7月1日の建築基準法改正の以前においても、設計段階から当該工事の使用材料については、「シックハウス症候群」の原因物質となる建材・接着剤・塗料等の材料の使用制限等を行い、かつ、工事竣工後においても測定を実施し事故防止に努めております。

また、市営住宅建て替え工事においては、使用される建材等から発生するホルムアルデヒド等の有害化学物質による健康への影響を解消するため、公営住宅等整備基準(国土交通省)の性能水準に適合した内装材等を使用し、竣工後は、化学物質の室内濃度測定を実施しています。

農薬・殺虫剤散布につきましては、県・農協と共に農業者に講習会を通じて周辺住民に配慮した安全使用について指導を行っています。